

<使用開始日>
2016年7月22日

オーロラファンド

オーロラファンド(韓国投資ファンド)

オーロラファンド(香港投資ファンド)

オーロラファンド(タイ投資ファンド)

追加型投信 海外 株式

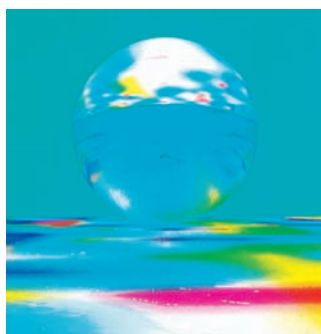
オーロラファンド(日本投資ファンド)

追加型投信 国内 株式

オーロラファンド(マネープールファンド)

追加型投信 国内 債券

【投資信託説明書（交付目論見書）】



<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:昭和34年(1959年)12月1日

■資本金:171億円(平成28年6月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:25兆8332億円(平成28年5月31日現在)

<受託会社> 株式会社りそな銀行 (再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なうオーロラファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年1月21日に関東財務局長に提出しており、平成28年1月22日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
<受付時間>営業日の午前9時~午後5時



★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★ (基準価額等)

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



ファンド名	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
韓国投資ファンド	追加型	海外	株式
香港投資ファンド			
タイ投資ファンド		国内	債券
日本投資ファンド			
マネープールファンド			

ファンド名	属性区分			
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
韓国投資ファンド	株式 一般	年1回	アジア	あり (適時ヘッジ)
香港投資ファンド			アジア エマージング	あり (高位ヘッジ)
タイ投資ファンド			日本	—
日本投資ファンド				
マネープールファンド	債券 一般			

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- 「韓国投資ファンド」「香港投資ファンド」「タイ投資ファンド」「日本投資ファンド」
信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用を行ないます。
- 「マネープールファンド」
安定した収益の確保をはかることを目的として、安定運用を行ないます。

ファンドの特色

■主要投資対象

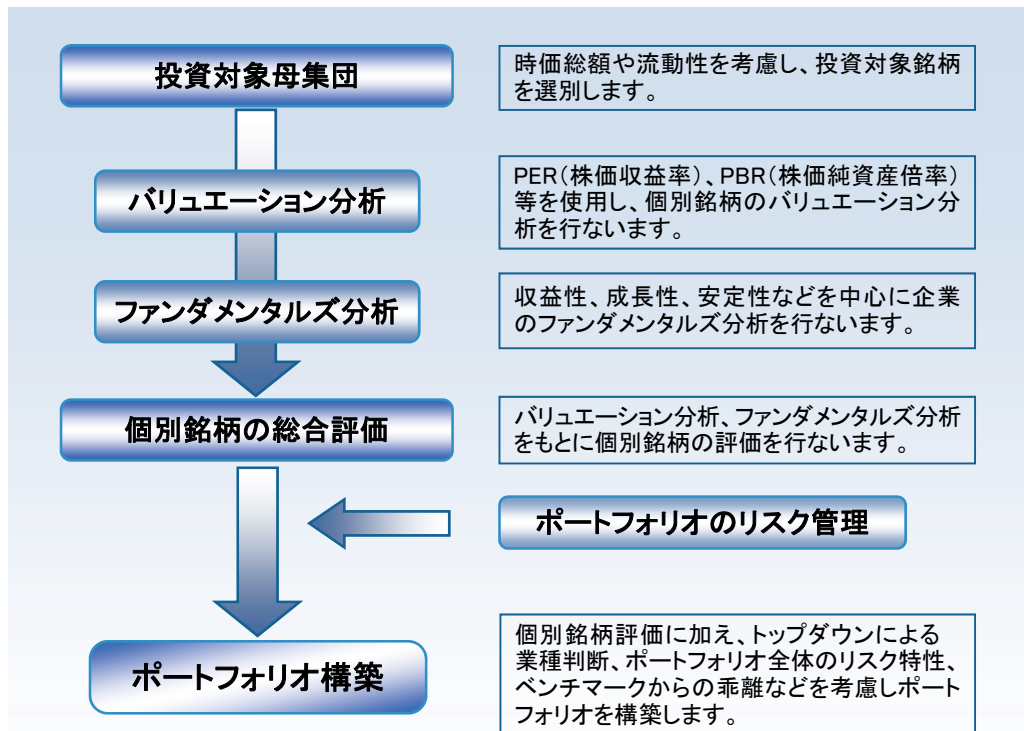
韓国投資ファンド	韓国の株式を主要投資対象とします。
香港投資ファンド	香港の株式を主要投資対象とします。
タイ投資ファンド	タイの株式を主要投資対象とします。
日本投資ファンド	日本の株式を主要投資対象とします。
マネープールファンド	円建ての公社債およびわが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

■投資方針

オーロラファンドは、投資対象地域の異なる4本のファンドとマネープールファンドから構成されています。

韓国投資ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ◆株式への投資にあたっては、韓国の株式の中から収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。 ◆外貨建資産の為替ヘッジについては、弾力的に対応します。為替ヘッジを行なう場合は、当面、原則として先進主要国通貨を用いたヘッジを行ないます。なお、現地通貨による直接ヘッジが可能となった場合は、直接ヘッジを行なうことがあります。
香港投資ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ◆株式投資にあたっては香港の株式を中心に収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。 ◆外貨建資産については、為替ヘッジを弾力的に対応します。
タイ投資ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ◆株式投資にあたってはタイの株式を中心に収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。 ◆為替については現地通貨との連動性が高いと考えられる米国ドルの他、現地通貨を用いてヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
日本投資ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ◆株式投資にあたっては日本株式の中から収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。
マネープールファンド	<ul style="list-style-type: none"> ◆わが国の国債などの公社債への重点投資により、利息収入の確保をはかるとともに、転換社債等[※]および株式にも投資し、利息収入および売買益の獲得をはかります。 <p>※転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債をいいます。</p>

■ ポートフォリオ構築プロセス(「マネープールファンド」を除く) ■



* 上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

◆ ファンドは、以下をベンチマークとします。

韓国投資ファンド	韓国総合株価指数(円換算ベース) [※] ※韓国総合株価指数(円換算ベース)は、Korea Composite Stock Price Index(韓国ウォンベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
香港投資ファンド	ハンセン指数(円ヘッジベース) [※] ※ハンセン指数(円ヘッジベース)は、Hang Seng Index(香港ドルベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。
タイ投資ファンド	SET指数(円ヘッジベース) [※] ※SET指数(円ヘッジベース)は、SET Index(タイ・バーツ・ベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。
日本投資ファンド	TOPIX(東証株価指数)

■運用の権限の委託

「韓国投資ファンド」「香港投資ファンド」「タイ投資ファンド」の運用にあたっては、以下の委託先に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

ファンド名	委託する範囲	委託先名称	委託先所在地
韓国投資ファンド タイ投資ファンド	海外の株式等の運用	NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)	シンガポール共和国 シンガポール市
香港投資ファンド		NOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド)	中華人民共和国 香港

■スイッチング

「オーロラファンド」を構成する各ファンド間で、スイッチングができます。

(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

■主な投資制限

	株式への投資割合	外貨建資産への投資割合	デリバティブの利用
韓国投資ファンド 香港投資ファンド タイ投資ファンド 日本投資ファンド	株式への投資割合には制限を設けません。	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
マネープールファンド	株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。	外貨建資産への投資は行ないません。	

■分配の方針

原則、毎年10月30日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

●「韓国投資ファンド」「香港投資ファンド」「タイ投資ファンド」「日本投資ファンド」

分配金額は、利子・配当収入等は原則として全額分配し、売買益等は運用実績を勘案して委託会社が決定します。

●「マネープールファンド」

分配金額は、原則として利子・配当収入等を全額分配し、売買益等は留保して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

●「韓国投資ファンド」「香港投資ファンド」「タイ投資ファンド」

株価変動リスク	ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特に「タイ投資ファンド」が投資を行なうタイの株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	「韓国投資ファンド」および「香港投資ファンド」は、組入外貨建資産の為替ヘッジについては、弾力的に対応しますので、為替変動の影響を受けます。 「タイ投資ファンド」は、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。 なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

●「日本投資ファンド」

株価変動リスク	ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。
---------	----------------------------------

●「マネープールファンド」

債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けません。
-----------	---

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。(マネープールファンドを除く)

- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

- 「タイ投資ファンド」に関する留意点

・ファンドが投資するタイにおいては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

- マネープールファンドは、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご注意ください。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

- 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

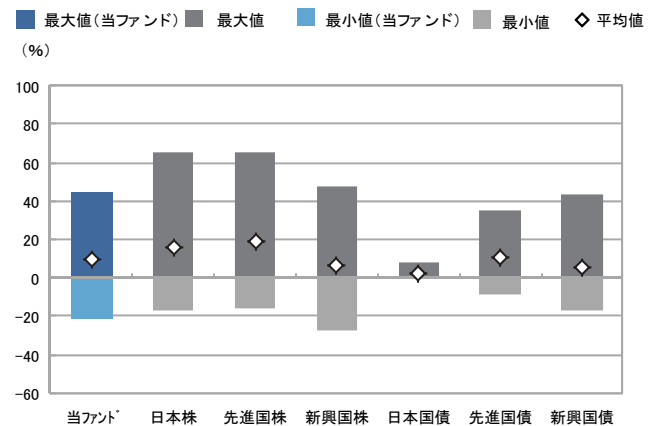
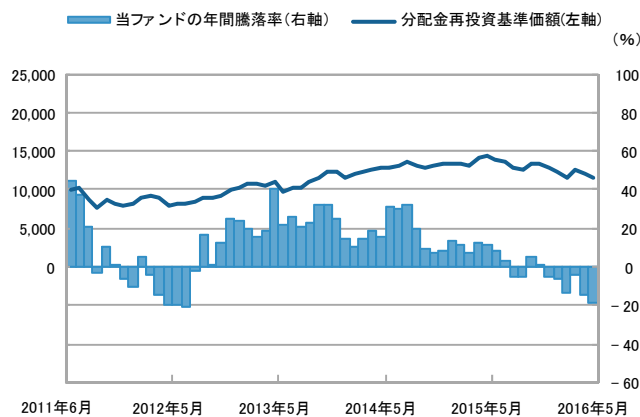
リスクの定量的比較

(2011年6月末～2016年5月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●韓国投資ファンド

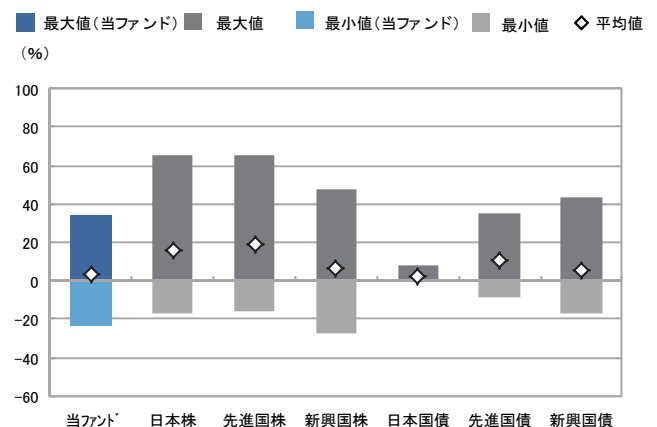
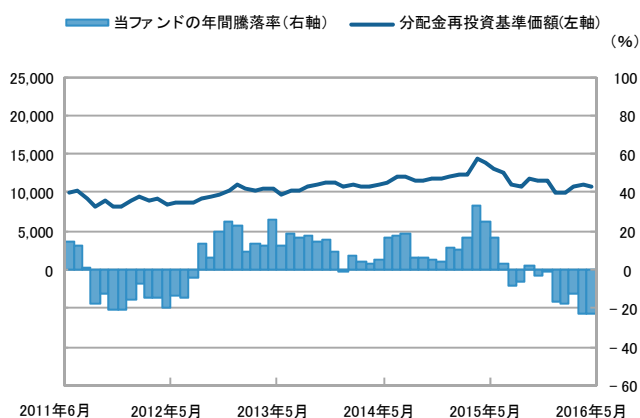


	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	44.4	65.0	65.7	47.4	7.7	34.9	43.7
最小値(%)	△ 21.1	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	9.8	15.9	19.0	6.1	2.6	10.2	5.6

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年6月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●香港投資ファンド



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	33.7	65.0	65.7	47.4	7.7	34.9	43.7
最小値(%)	△ 22.7	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	3.4	15.9	19.0	6.1	2.6	10.2	5.6

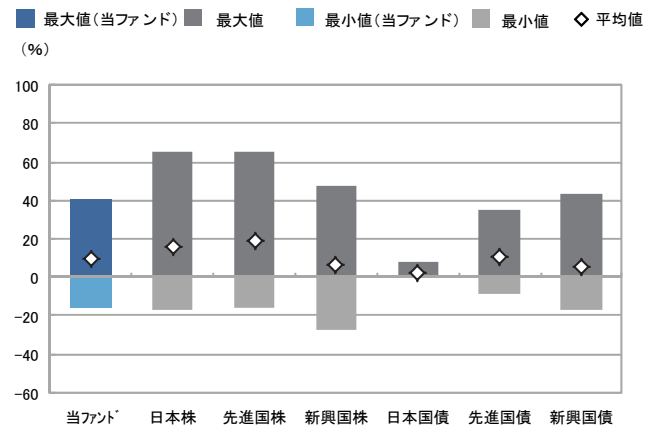
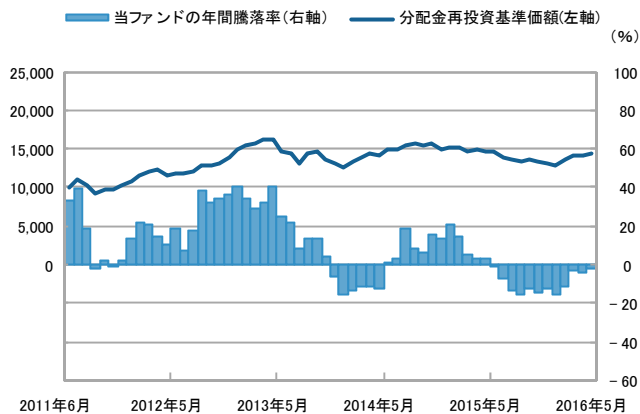
- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年6月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●タイ投資ファンド

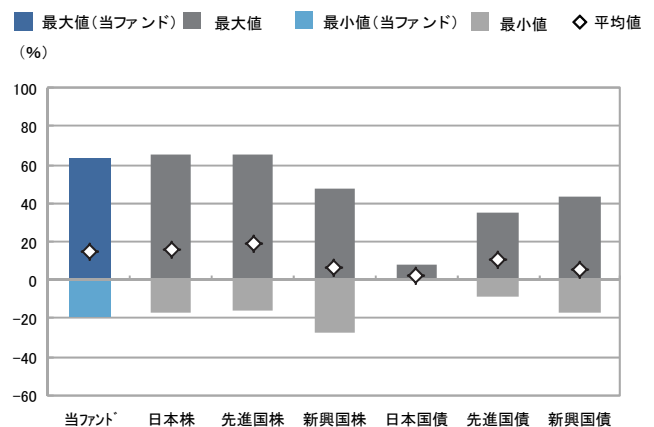
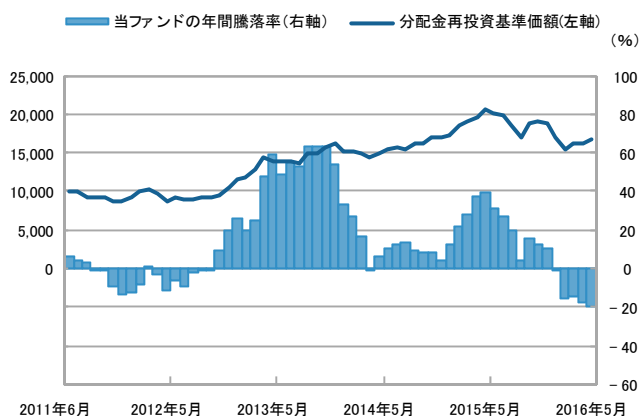


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	40.0	65.0	65.7	47.4	7.7	34.9	43.7
最小値(%)	△ 15.4	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	9.1	15.9	19.0	6.1	2.6	10.2	5.6

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年6月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●日本投資ファンド



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	63.5	65.0	65.7	47.4	7.7	34.9	43.7
最小値(%)	△ 19.5	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	14.7	15.9	19.0	6.1	2.6	10.2	5.6

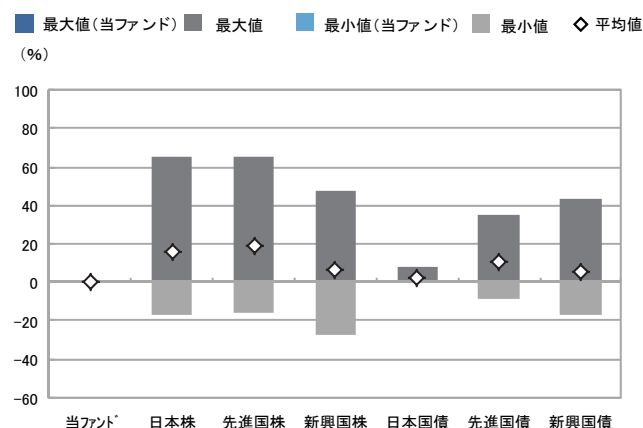
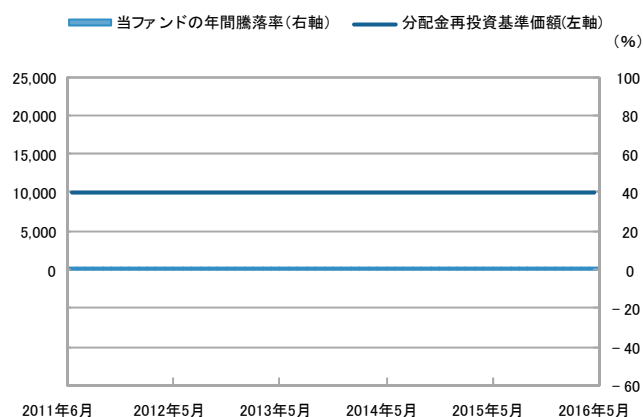
- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年6月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●マネープールファンド



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	0.1	65.0	65.7	47.4	7.7	34.9	43.7
最小値(%)	0.0	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	0.1	15.9	19.0	6.1	2.6	10.2	5.6

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年6月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

〈代表的な資産クラスの指数〉

- 日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村証券株式会社(野村証券)に帰属します。なお、野村証券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

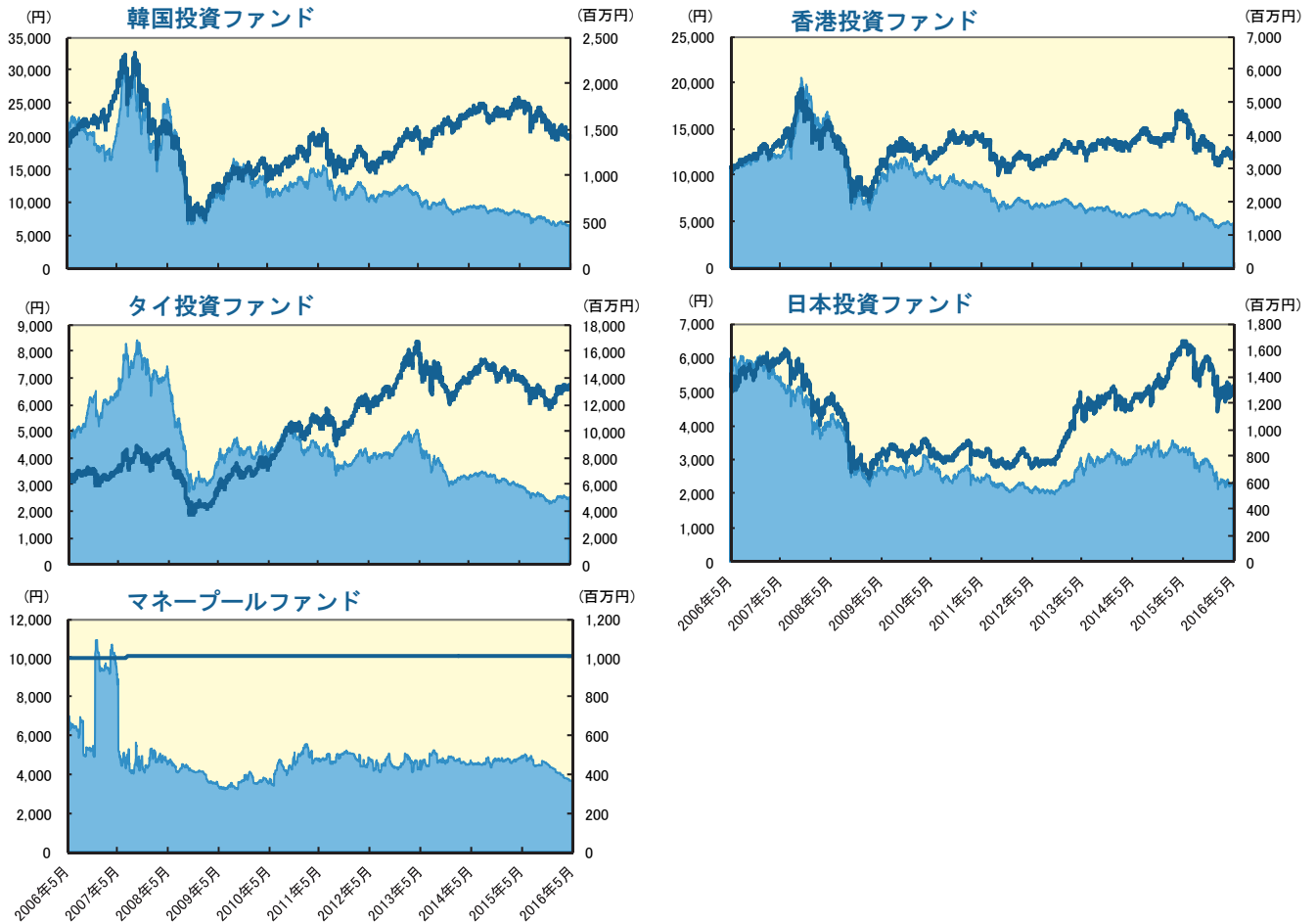
(出所：株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

運用実績 (2016年5月31日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次)

— 基準価額(分配後、1万口あたり)(左軸)
 ■ 純資産総額(右軸)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

	韓国投資ファンド	香港投資ファンド	タイ投資ファンド	日本投資ファンド	マネープール ファンド
2015年10月	800 円	350 円	60 円	70 円	5 円
2014年10月	600 円	450 円	150 円	40 円	5 円
2013年10月	500 円	400 円	170 円	60 円	0 円
2012年10月	380 円	450 円	190 円	20 円	0 円
2011年10月	460 円	300 円	90 円	10 円	0 円
設定来累計	6,700 円	10,720 円	1,400 円	2,780 円	2,723 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率(上位)

韓国投資ファンド

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	13.5
2	DONGBU INSURANCE CO LTD	保険	5.3
3	NCISOFT CORPORATION	ソフトウェア	5.2
4	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	4.8
5	HYUNDAI MOBIS	自動車部品	4.4
6	COWAY CO LTD	家庭用耐久財	4.1
7	SHINHAN FINANCIAL GROUP	銀行	3.7
8	KOREA ZINC CO LTD	金属・鉱業	3.6
9	KOREA ELECTRIC POWER	電力	3.5
10	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	保険	3.4

香港投資ファンド

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	TENCENT HOLDINGS LTD	インターネットソフトウェア・サービス	13.7
2	CHINA MOBILE LTD	無線通信サービス	11.5
3	AIA GROUP LTD	保険	9.9
4	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	8.6
5	HSBC HLDGS	銀行	7.2
6	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	コングロマリット	5.9
7	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	石油・ガス・消耗燃料	3.9
8	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	不動産管理・開発	3.6
9	SUN HUNG KAI PROPERTIES	不動産管理・開発	3.1
10	CHINA UNICOM HONGKONG LTD	各種電気通信サービス	3.0

タイ投資ファンド

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	7.9
2	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	7.7
3	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	建設資材	5.8
4	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	5.4
5	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	4.0
6	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOREIGN	化学	3.7
7	CENTRAL PATTANA(F)	不動産管理・開発	3.7
8	SIAM COMMERCIAL BANK (F)	銀行	3.6
9	ADVANCED INFO SERVICE (F)	無線通信サービス	3.5
10	KASIKORNBANK PCL(F)	銀行	3.1

日本投資ファンド

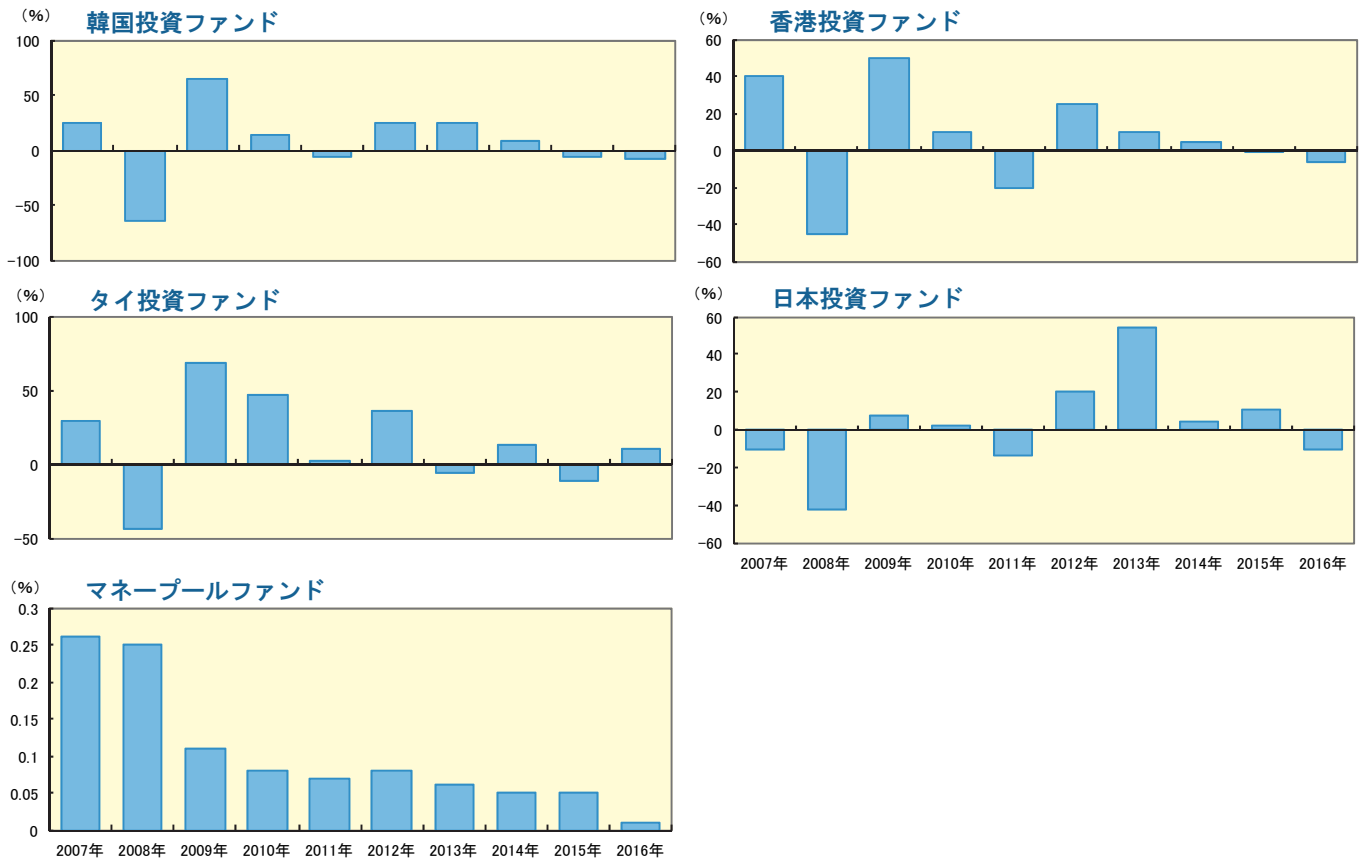
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	キーエンス	電気機器	3.5
2	日本電信電話	情報・通信業	2.9
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.9
4	鹿島建設	建設業	2.9
5	ダイフク	機械	2.7
6	シスメックス	電気機器	2.7
7	味の素	食料品	2.5
8	SMC	機械	2.3
9	富士フイルムホールディングス	化学	2.3
10	村田製作所	電気機器	2.1

マネープールファンド

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第16回	特殊債券	2.8
2	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第14回	特殊債券	2.8
3	農林債券 利付第733回い号	特殊債券	2.8

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・マネープールファンドにはベンチマークはありません。
- ・2016年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	10万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または10万円以上1円単位 なお、「マネープールファンド」は、スイッチング以外による購入はできません。	
購入価額	韓国投資ファンド 香港投資ファンド タイ投資ファンド	購入申込日の翌営業日の基準価額
	日本投資ファンド マネープールファンド	購入申込日の基準価額 (ただし、「韓国投資ファンド」「香港投資ファンド」「タイ投資ファンド」からのスイッチングによる購入の場合は購入申込日の翌営業日の基準価額とします。) (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購入代金	原則、購入申込日から起算して6営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	
購入に際して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。	
換金単位	1口単位または1円単位	
換金価額	韓国投資ファンド	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
	香港投資ファンド タイ投資ファンド	換金申込日の翌営業日の基準価額
	日本投資ファンド マネープールファンド	換金申込日の基準価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。	
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。	
購入の申込期間	平成28年1月22日から平成28年10月26日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	
換金制限	・「韓国投資ファンド」「香港投資ファンド」「タイ投資ファンド」「日本投資ファンド」 1日1件10億円を超える換金は行なえません。 ※上記のほか、各ファンドにおいて換金制限を設ける場合があります。	
スイッチング	オーロラファンドを構成する各ファンド間で、3000円以上1円単位でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)	
申込不可日	「韓国投資ファンド」「香港投資ファンド」「タイ投資ファンド」については、販売会社の営業日であっても、下記に該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。	
	・お申込日当日の現地の金融商品取引所*が休業日の場合。	
	・お申込日の翌営業日と同日付の現地の金融商品取引所*が休業日の場合。	
	※「現地の金融商品取引所」とは、以下をいいます。	
	韓国投資ファンド	韓国証券取引所
	香港投資ファンド	香港取引決済所
	タイ投資ファンド	タイ証券取引所

購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。								
信託期間	平成28年10月30日まで(「タイ投資ファンド」以外の各ファンド) ※「タイ投資ファンド」は、平成33年11月1日まで <table border="1"> <tr> <td>韓国投資ファンド</td> <td>平成9年6月16日設定</td> </tr> <tr> <td>香港投資ファンド</td> <td>平成4年7月27日設定</td> </tr> <tr> <td>タイ投資ファンド</td> <td>平成7年9月18日設定</td> </tr> <tr> <td>日本投資ファンド マネープールファンド</td> <td>昭和61年10月31日設定</td> </tr> </table>	韓国投資ファンド	平成9年6月16日設定	香港投資ファンド	平成4年7月27日設定	タイ投資ファンド	平成7年9月18日設定	日本投資ファンド マネープールファンド	昭和61年10月31日設定
韓国投資ファンド	平成9年6月16日設定								
香港投資ファンド	平成4年7月27日設定								
タイ投資ファンド	平成7年9月18日設定								
日本投資ファンド マネープールファンド	昭和61年10月31日設定								
繰上償還	各ファンドにつき、受益権口数が20億口を下回った場合および「オーロラファンド」を構成するファンドの受益権口数の合計が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。								
決算日	原則、毎年10月30日(休業日の場合は翌営業日)								
収益分配	年1回の決算時に分配を行いません。(原則再投資)								
信託金の限度額	各ファンドにつき、4000億円								
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。								
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。								
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ・「韓国投資ファンド」「香港投資ファンド」「タイ投資ファンド」「マネープールファンド」 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 ・「日本投資ファンド」 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用が可能です。 <p>* 上記は平成28年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。</p>								

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <u>2.16%(税抜2.0%)以内</u> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 なお、マネーボールファンドへのスイッチングの場合は無手数料とします。 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。
信託財産留保額	・「香港投資ファンド」「タイ投資ファンド」「日本投資ファンド」「マネーボールファンド」 ありません ・「韓国投資ファンド」 換金時に、基準価額に <u>0.5%</u> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	●「韓国投資ファンド」 信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。				
		300億円 以下 の部分	300億円超 500億円 以下 の部分	500億円超 1000億円 以下 の部分	1000億円 超 の部分
		<u>年1.7496%(税抜年1.62%)</u>			
	支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容	<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.77%	年0.79%	年0.81%
	<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.75%	年0.75%	年0.75%	年0.75%
	<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.10%	年0.08%	年0.06%	年0.05%

●「タイ投資ファンド」

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

信託報酬率		年1.62%(税抜年1.50%)以内 (平成28年7月21日現在 <u>年1.5336%(税抜年1.42%)</u>)
支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容	<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.42%
	<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.90%
	<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.10%

* 上記配分は、平成28年7月21日現在の信託報酬率における配分です。

●「香港投資ファンド」「日本投資ファンド」

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額に、運用実績(日々の基準価額の前期末基準価額に対する割合(「基準価額倍率」といいます。))に応じてファンドの純資産総額に、加減する率[年-0.054%(税抜年-0.05%)～年+0.054%(税抜年+0.05%)の率]を乗じて得た額を加減して得た額とします。

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

信託報酬率		年1.62%(税抜年1.50%)以内 (平成28年7月21日現在 <u>年1.5336%(税抜年1.42%)</u>)
支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容	<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.42%
	<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.90%
	<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.10%

* 上記配分は、平成28年7月21日現在の信託報酬率における配分です。

加減する率は下記の通りとします。(加減する率は、委託会社の報酬分として加減されます。)

基準価額倍率	加減する率
120%以上のとき	年0.054%(税抜年0.05%)を加える
110%以上120%未満のとき	年0.0324%(税抜年0.03%)を加える
90%以上110%未満のとき	なし
80%以上90%未満のとき	年0.0324%(税抜年0.03%)を減じる
80%未満のとき	年0.054%(税抜年0.05%)を減じる

運用管理費用
(信託報酬)

●「マネープールファンド」

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率およびその配分については、「コールレート」に応じて下記の通りとします。

コールレート		0.4%未満	0.4%以上 0.65%未満	0.65%以上 1.0%未満	1.0%以上 2.0%未満	2.0%以上
信託報酬率		年0.162% (税抜 年0.15%) 以内	年0.324% (税抜 年0.30%)	年0.594% (税抜 年0.55%)	年0.972% (税抜 年0.90%)	年1.512% (税抜 年1.40%)
支払先の 配分 (税抜) および 役務の 内容	<委託会社> ファンドの運用と それに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.065% 以内	年0.13%	年0.22%	年0.28%	年0.40%
	<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等 各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.070% 以内	年0.14%	年0.28%	年0.57%	年0.90%
	<受託会社> ファンドの財産の 保管・管理、 委託会社からの 指図の実行等	年0.015% 以内	年0.03%	年0.05%	年0.05%	年0.10%

* 平成28年7月21日現在の信託報酬率は年0.001188%(税抜年0.0011%)となっております。

【運用の委託先の報酬】

「韓国投資ファンド」「香港投資ファンド」「タイ投資ファンド」の運用の委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年4月および10月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

ファンド	運用の委託先(投資顧問会社)	率
韓国投資ファンド	ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド	年0.33%
香港投資ファンド	ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド	年0.18%
タイ投資ファンド	ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド	年0.18%

その他の費用・
手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用(「韓国投資ファンド」「香港投資ファンド」「タイ投資ファンド」のみ)
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- * 上記は平成28年5月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

●「韓国投資ファンド」に関する留意点

韓国の株式には、外国人投資家に対して、取得の制限や規制のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、外国人投資家の間の売買を利用するなどにより、取引所における取引値段よりも高い値段で売買を行なう場合があります。

※これらの記載は、平成28年5月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

●ファンドの名称について

ファンドの名称については、正式名称ではなく略称等で記載する場合があります。

ファンドの正式名称	略称等
オーロラファンド(韓国投資ファンド)	韓国投資ファンド
	オーロラファンド(韓国投資)
オーロラファンド(香港投資ファンド)	香港投資ファンド
	オーロラファンド(香港投資)
オーロラファンド(タイ投資ファンド)	タイ投資ファンド
	オーロラファンド(タイ投資)
オーロラファンド(日本投資ファンド)	日本投資ファンド
	オーロラファンド(日本投資)
オーロラファンド(マネープールファンド)	マネープールファンド
	オーロラファンド(マネープール)

なお、これらを総称して「オーロラファンド」という場合があります。